

雇用保険の基本手当(失業給付)を受給される皆さまへ

雇用保険の基本手当日額が変更になります ～平成 29 年 8 月 1 日から～

賃金日額・基本手当日額の変更について

雇用保険では、離職者の「賃金日額」※¹に基づいて「基本手当日額」※²を算定しています。賃金日額については上限額と下限額を設定しており、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減により、毎年8月1日にその額を変更します。今回は、平成 28 年度の平均定期給与額が前年比で約 0.4%増加したことから、上限額・下限額ともに引き上げになります。

これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、支給額が増額になる場合があります。対象になる方には、平成 29 年 8 月 2 日以降の認定日にお返しする受給資格者証に新「基本手当日額」を印字して、お知らせします。

※¹ 離職した日の直前の 6 か月に毎月決まって支払われた賃金から算出した金額。「雇用保険受給資格者証」(第 1 面)の 14 欄に記載されています。

※² 失業給付の1日当たりの金額。「雇用保険受給資格者証」(第 1 面)の 19 欄に記載されています。年齢区分などによって計算方法が異なります。詳しくは、裏面をご覧ください。

◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

離職時の年齢	賃金日額の上限額 (円)		基本手当日額の上限額 (円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後 (前年度増減)
29 歳以下	12,740	13,420	6,370	6,710 (+340)
30～44 歳	14,150	14,910	7,075	7,455 (+380)
45～59 歳	15,550	16,410	7,775	8,205 (+430)
60～64 歳	14,860	15,650	6,687	7,042 (+355)

【例】

29 歳で賃金日額が 14,000 円の方は、上限額(13,420 円)が適用されますので、平成 29 年 8 月 1 日以降分の基本手当日額(1日当たりの支給額)は、6,710 円となります。

◆賃金日額・基本手当日額の下限額

年齢	賃金日額の下限額 (円)		基本手当日額の下限額 (円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後 (前年度増減)
全年齢	2,290	2,470	1,832	1,976 (+144)

○基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、1,976円になります。



○基本手当日額の計算方法

賃金日額（w円）	給付率	基本手当日額（y円）
◆離職時の年齢が29歳以下（※1）		
2,470円以上 4,940円未満	80%	1,976円～3,951円
4,940円以上 12,140円以下	80%～50%	3,952円～6,070円（※2）
12,140円超 13,420円以下	50%	6,070円～6,710円
13,420円（上限額）超	—	6,710円（上限額）
◆離職時の年齢が30～44歳		
2,470円以上 4,940円未満	80%	1,976円～3,951円
4,940円以上 12,140円以下	80%～50%	3,952円～6,070円（※2）
12,140円超 14,910円以下	50%	6,070円～7,455円
14,910円（上限額）超	—	7,455円（上限額）
◆離職時の年齢が45～59歳		
2,470円以上 4,940円未満	80%	1,976円～3,951円
4,940円以上 12,140円以下	80%～50%	3,952円～6,070円（※2）
12,140円超 16,410円以下	50%	6,070円～8,205円
16,410円（上限額）超	—	8,205円（上限額）
◆離職時の年齢が60～64歳		
2,470円以上 4,940円未満	80%	1,976円～3,951円
4,940円以上 10,920円以下	80%～45%	3,952円～4,914円（※3）
10,920円超 15,650円以下	45%	4,914円～7,042円
15,650円（上限額）超	—	7,042円（上限額）

※1 離職時の年齢が65歳以上の方が高年齢求職者給付金を受給する場合も、この表を適用します。

※2 $y = (-w^2 + 24,140w) / 24,000$

※3 $y = (-7w^2 + 130,260w) / 119,600$, $y = 0.05w + 4,368$ のいずれか低い方の額

就業促進手当の上限額について

就業促進手当（再就職手当、就業促進定着手当、就業手当、常用就職支度手当）の算定における上限額についても、下表の通り変更になります。

◆再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上限額

年齢	変更前（円）	変更後（前年度増減）（円）
59歳以下	5,805	6,070（+265）
60～64歳	4,707	4,914（+207）

◆就業手当の1日当たり支給額（基本手当日額の30%）の上限額

年齢	変更前（円）	変更後（前年度増減）（円）
59歳以下	1,741	1,821（+80）
60～64歳	1,412	1,474（+62）